

令和 8 年 8 月 2 1 日
名取市教育委員会

名取市いじめ防止対策調査委員会による答申における 「再発防止のための提言」への対応について

はじめに

令和 5 年 1 2 月 1 9 日に起きたいじめ重大事態に関して、教育委員会よりいじめ防止対策調査委員会に対し、事実関係を明らかにするための調査及び再発防止について諮問しておりましたが、令和 8 年 7 月 1 0 日に答申がありました。

この調査において、学校、教育委員会がそれぞれの場面で対象生徒に必要とされる支援が十分ではなかったとの指摘がありました。このことを重く受け止め、答申により示された再発防止のための提言に基づき、今般、再発防止策を取りまとめました。

教育委員会は今後、各学校において再発防止策を着実に実践できるよう指導・支援するとともに、子どもたち一人一人が心身ともに安全で、笑顔で学校生活を送ることができる環境を目指し、児童生徒と教職員の信頼関係の構築や、小さな SOS を見逃さない体制づくり、そして教職員の資質向上に努めるなど、再発防止に向けて一丸となって取り組んでまいります。

再発防止について

1 基本的な信頼関係の構築

【提言として】

自殺を防ぐことは言うまでもなく重要であるが、それ以前に生徒が教職員に対して「学校に行きたくないけど、この先生に会えるから何とか頑張って行く」「この先生の気持ちを裏切りたくない」「この先生なら分かってもらえそうだ」等の基本的な信頼感を持てること、すなわち、何かあれば相談に行きたいと思えるような関係性をあらかじめ築いておくことが重要である。自分の思いを言葉にしたいと思えるような教職員との関係性の構築が教職員と生徒との信頼関係づくりにおける基礎的条件である。この関係性の構築は、教職員の側から行わねばならない。

（再発防止策）

- （１）全ての教職員が児童生徒と豊かな人間関係をつくることができるよう、生徒指導に関する研修内容を見直します。
 - 児童生徒の自己肯定感や自己信頼感を育む学級指導や、教職員と児童生徒、児童生徒同士が安心感、親近感を持って関われる共感的な人間関係づくりに全教職員が取り組みます。
 - 教育委員会が設置している生徒指導問題対策委員会の内容を見直し、いじめの未然防止や早期対応に向けた具体の取組の検討、取組状況の検証に生かせる研修を開催します。
 - その研修内容を活用し、各学校でいじめ防止事例研修会や学級づくり研修会等を開催し、児童生徒との信頼関係が構築できるいじめのない学級づくりを推進します。
- （２）学校は、保護者、家庭との信頼関係づくりに努めます。
 - 各学校は、児童生徒の健やかな育成のため、日頃から保護者、家庭との連絡を丁寧に行います。
- （３）市内に配属された新規採用教員の児童生徒理解力を培うために、学級づくり研修を実施します。
 - 教育委員会主催の初任者（１年目）研修において、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる安全な居場所づくりのための学級経営に関する基礎研修を開催します。

2 発達障がいへの理解を深めるための方策

【提言として】

- ア 発達障がいの特性に帰因する言動を、異常な性癖や性格の障がい、あるいは病的行動と捉えず、あくまで特性として捉え、本人が精一杯頑張っている周囲との折り合いが上手くつかない状態であると教職員全員が認識し、そのことを必要に応じて他の生徒に伝達できるようにするために、知識や技術、経験を深める。
- イ 発達障がいの特性に対する対応に問題があれば、発達障がいの二次障がいが出現、悪化し、本人の生活全般に大きな影響を及ぼすことを理解し、二次障がいを予防すること、あるいはすでに出現してしまった二次障がいを改善させることを常に念頭において本人に対応できるようにする。
- ウ 発達障がいの本質への理解を深めるための研修、事例検討などを教育委員会が主導して積極的に行う。
- エ 学童期になって自閉スペクトラム症と診断された場合は、学校から専門的な療育機関からの継続的な支援も受けるよう促すことが必要である。
- オ 医療機関（医師、心理士、ST、OT など）、放課後等デイサービスなどの福祉機関などの外部の専門機関とのチームアプローチの徹底が必要である。まずは総合的な個別の支援計画がチームで作成され、その一部として学校での個別の支援計画が作成されることで、過剰な負担が学校のみにかかるのを防ぐことができると考える。

（再発防止策）

- （1）発達障がいの本質の理解を図るため、県立特別支援学校の特別支援教育地域コーディネーターを活用した教職員向け研修会を開催します。
 - 特別支援教育に精通している特別支援教育地域コーディネーターによる発達障がいの特性や二次障がいの特徴を理解する事例研修会を、各校の特別支援教育コーディネーター及び担任、特別支援教育支援員向けに開催します。同時に、各校にオンライン配信し、教職員の発達障がいに係る知識・理解の向上を図ります。
- （2）初めて特別支援学級を担当する教諭のみならず、講師についても県教育委員会所管の研修会への参加を促進し、発達障がいへの理解を深めます。
 - 初めて特別支援学級を担当する教諭を対象に行われる、宮城県総合教育センター所管の特別支援教育研修会（基礎編）への常勤講師の受講を原

則悉皆とします。

- (3) 特別な配慮を要する児童生徒の発達特性を適切に理解し支援するために、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、PDCAサイクルに基づく指導内容・支援内容の評価・修正を行います。
- 発達の特性に応じた一人一人のアセスメントを確実に行之、その内容を盛り込んだ「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を特別支援教育コーディネーターを中心としたチームで作成します。
 - 長期、中期、短期の教育支援目標に基づく、指導目標、指導計画について、チームでその成果と課題を明確にしながら、PDCAサイクルによる評価・修正を確実に行之。
 - 評価・修正を行ったものは、保護者及び児童生徒に説明し、保護者や児童生徒の思いや願いも確認しながら、「個別の指導計画」に反映させます。
 - 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の充実に向け、個に応じた指導・支援のための特別支援教育支援ソフトの導入を検討します。

3 対人関係上の困難への支援

【提言として】

- ア 本人に対して周囲の生徒が距離を取るように指導することは、却って本人を孤立させ、本人にいじめを受けていると誤解させる危険がある。場合によっては、こうした誤解は発達障がい二次障がいとして被害念慮や希死念慮、自殺企図などを悪化させる場合がある。あくまで本人の受け止め方に寄り添いながら、本人に誤解が生じないように工夫することが重要である。
- イ 発達障がいの特性をふまえ、家族の同意を取った上で他の生徒間でも可能な範囲で共有させることで本人を孤立させず、その特性の十分な理解のもとで周囲が関わりを持ち続ける工夫が必要である。
- ウ 本人への支援に加えて、保護者の理解を得た上で、周囲の生徒への適切な説明や関わり方の指針を示す取組を検討することが望まれる。
- エ 自閉スペクトラム症の特性に帰因する言動について「問題行動」と決めつけたり、「被害・加害」の二分法で捉えたりせず、双方の困り感を調整する視点に立った支援の枠組みを整えることが求められる。

（再発防止策）

- （１）児童生徒が相互理解を図り、望ましい人間関係を形成していけるよう、発達障がいを抱える児童生徒の特性について、他の児童生徒が理解や対応等を深めるための学習活動を設けます。
- 「個別の教育支援計画」を基に、保護者と支援方針、支援内容等を共有し、児童生徒の発達障がいの特性や配慮してほしい内容等について保護者及び本人の同意を得た上で、内容や方法を組織で協議し、他の児童生徒と共有します。
 - 道徳科、総合的な学習の時間をはじめ、全ての教育活動を通して、発達障がいの特性や配慮事項について理解を深める学習活動を推進します。
 - 児童生徒一人一人が有する権利や価値に気づき、互いに尊重し合える心を育成するために、人権擁護委員と連携した人権教室等を行います。
- （２）発達障がい等を抱える児童生徒に対して、ソーシャルスキルトレーニングを取り入れます。
- 特別支援学級に在籍している児童生徒や通級指導を受けている児童生徒について、「個別の指導計画」に基づいた自立活動にソーシャルスキルトレーニングを積極的に取り入れていきます。

4 現場の教職員に対する支援

【提言として】

- ア 個々の教職員を孤立させず、「チーム学校」として生徒に関わり続ける仕組みの構築と教員間の連携に関する共通意識の醸成が必要である。
- イ 教職員の誰もがその生徒に関心を持ち、何かあれば相談したり情報を持ち寄ったりできる空気の醸成が必要である。
- ウ 自閉スペクトラム症の教育は難易度が高く、専門的知識とスキルを必要とする。そのような人材を優先的に配置すべきであり、少なくとも研修は必須とすべきである。また、特別支援学級の生徒はその困り感や特徴も個人差が大きいため、入学前に引継書を精査し対応を考えた上で、できれば本人と保護者と授業開始以前に面談をし、この対応で問題ないか確認をとることが望ましい。
- エ 個別対応に依存しないため、校内支援会議等を活用し、対象生徒に関する支援方針や役割分担を定期的に確認・共有する体制を整備することが望まれる。
- オ 危機対応と並行して、短期・中期の見通しをもった支援の方向性を文書化し、教員・職員・支援員などを含めた関係者間で共有する仕組みを構築することが求められる。
- カ 個別の支援計画及び指導計画を作成する際は客観的な評価を行うと同時に、生徒のおかれている状況を吟味し、生徒自身の希望を十分に聞き取った上で行うことが望ましい。その上で保護者に説明するだけでなく、生徒自身に説明し同意を得ることが大切である。
- キ 各教職員・専門職の役割と判断範囲を整理し、意思決定プロセスを可視化することで、組織としての対応力を高めることが重要である。

(再発防止策)

- (1) 児童生徒へのきめ細かな指導・支援のために、特別支援教育支援員、教員補助者の配置を推進します。
 - 特別支援学級に在籍している児童生徒や、学習障がい等通級指導教室に通級している児童生徒、通常学級に在籍し特別な配慮を要する児童生徒への個別支援を継続して行えるよう、特別支援教育支援員の配置を推進します。
 - 教員が、児童生徒一人一人に寄り添った指導・支援を行うことができるよう教員補助者を各校に1名ずつ配置していますが、教員の授業サポートのみならず、担任の補助として特別な配慮を要する児童生徒の指導・支援も行います。

- 教員と支援員等が連携し、発達障がいを抱える児童生徒が自分の障がいの特性とその特性から生じている困難を理解し、その困難の軽減を図るための指導や支援を行います。

(2) 「チーム学校」としての組織対応を推進します。

- 校内特別支援教育委員会を設置して、担任一人に任せきりになることのないよう校内全体で支援する体制を整備します。
- 該当学級の担任だけでなく、校内の教職員で小集団による指導体制を形成し、組織的・重層的な支援を行います。
- 特別支援教育地域コーディネーター、訪問指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、校内の教職員以外の専門家等による支援を積極的に活用します。
- 特別な配慮を要する児童生徒が、周囲との人間関係がうまく構築されない、学習のつまずきが克服できないといった状況からいじめを受け、不登校に至っている場合などにおいては、いじめ防止ガイドラインに沿って速やかに初期対応を行い、その記録を累積し、校内特別支援教育委員会での支援や対応の意思決定に活用します。
- スクールカウンセラー等の専門性を有した人材を校内研修の講師や助言者として活用することで、教職員のカウンセリングマインドの育成を図ります。

(3) 教員が、児童生徒の変化に気付いたり、児童生徒の相談に応じたりすることができる時間を創出するために、「名取市立学校の教育職員に関する業務管理・健康確保措置実施計画」に基づいた働き方改革を推進します。

- 各校で定期的に行っている衛生委員会を通して、業務内容や業務分担等の点検、改善を行い、業務の適正化を進めることで教員の余白時間を生み出すよう努めます。
- 教員一人一人が業務改善に向けた参画意識を持つよう、「名取市立学校の教育職員に関する業務管理・健康確保措置実施計画」の周知を図ります。

5 早期ヒアリング及び記録化を通じた支援体制の整備

【提言として】

- ア 重大事案化や第三者委員会設置の有無に関わらず、訴えや違和感が示された初期段階から、速やかにヒアリングを行い、事実関係・対象生徒の受け止め・周囲の状況を簡潔に記録として残す体制を整備することが重要である。
- イ 記録は責任追及を目的とするものではなく、将来的な検証や支援の継続性を担保するための基礎資料として位置づける必要がある。
- ウ 併せて、一定の基準に達した事案については、第三者的な視点を導入するか否かを早期に検討する仕組みを設け、判断が先送りされ続けることを防ぐ体制づくりが求められる。
- エ こうした早期対応と記録化の積み重ねは、後年になってから長期間をかけた調査を余儀なくされる事態を防ぐとともに、学校・生徒・調査機関のいずれにとっても負担を軽減することにつながる。

（再発防止策）

- （１）いじめの早期対応と確実な記録化を推進します。
 - 児童生徒の訴えや違和感を日々の観察やアンケート、校外からの情報提供等から得られた場合には速やかに対応できるよう、校内のガイドラインに沿った対応の見通しと共通理解の場を設定します。また、記録については、校務支援システムを活用し、記録の適正化と共有、チェック体制を構築します。
- （２）小学校就学前から適切な就学支援が受けられる環境づくりに努めます。
 - 市保健センターで行う５歳児健康診査に教育委員会も参画し、未就学児の発達特性に応じた就学相談先や保護者に寄り添った療育相談に関する情報提供等を行い、早期の就学支援につなげます。
 - 市内の保育所、幼稚園、児童発達支援施設と小学校が連携し、引き続き情報共有を進めます。
- （３）校内のみならず、関係者、関係機関と連携を充実させるために、「個別の教育支援計画」に基づく確実な引継ぎを行います。
 - 短期、中期の見通しを持った支援の方向性を明確にするために、児童生徒の変化や相談等を丁寧に記録し、児童生徒理解に役立てるとともに、記録した内容については「個別の教育支援計画」に反映し、確実に関係機関と共有できるようにします。

6 希死念慮と自殺企図への対応

【提言として】

- ア 発達障がいにおける希死念慮や自殺企図は、その特性が周囲に十分理解されないために生じた二次障がいの一つである可能性が高く、そのような観点からのアプローチも重要である。
- イ 自殺予防対策は多くの場合、精神医学の専門的知識を要するため、教育委員会が主導して、精神科医や公認心理師、スクールソーシャルワーカーなどの専門職と連携できる体制を整える必要がある。
- ウ こうした事例には、事態が急激に悪化する場合も少なくないため、緊急に介入できる方法も事前に検討しておくことが望ましい。
- エ 生徒との会話において希死念慮や自殺企図を話題として取り上げると、生徒の自殺企図を促進するのではないかと誤解されることは珍しくないが、こうした話題を躊躇うことなく取り上げ、生徒が自分の気持ちを話しやすい環境を整えることが自殺予防のゲートキーパーとしての教職員の役割であることを認識する必要がある。
- オ 自殺企図や自殺既遂を自己責任とみなし、本人の自発性に原因を求める傾向は現在の日本でもいまだに根強いが、自殺企図も自殺既遂も適切な支援があれば予防可能であるという視点に立ってその原因を考え、対策を整備すべきである。

(再発防止策)

- (1) 教員の教育相談対応等のスキルアップを図るため、自殺企図や希死念慮をテーマにした専門医による相談機能の充実を図ります。
 - 宮城県立精神医療センターと連携しながら、専門医による学校への巡回相談を実施し、適切な支援へとつないでいきます。
 - 専門医や心理士等による教育相談スキルアップ研修を年2回開催し、教員の教育相談対応の向上を図ります。特に、自殺企図や希死念慮をテーマとした内容を基礎編・実践編と構成し、より教育現場で活用できる内容にします。
- (2) 児童生徒が、困ったこと、苦しいことを表出できるようにするための教育を行います。
 - 児童生徒が、危機的状況に対して適切な援助希求ができるようにするため、スクールカウンセラー等と連携しながら、各教科等の授業等の一環として、「SOS の出し方に関する授業」を年1回以上実施します。
 - 児童生徒の援助希求を身近にいる大人が受け止め、支援ができるよう

にするため、各校で取り組む教職員や保護者向けの講演会開催を支援します。

- (3) 市の関係部局と連携し、児童生徒の自死予防の徹底を図ります。
- 「健やか なとり 21 ～一人ひとりが主役 健康づくり推進プラン～」の名取市自死対策計画に掲げる施策に則り、関係部局と連携してネットワークの強化を図ります。
 - 学校だけでは解決が困難な、児童生徒や保護者が抱える課題の解決に向け相談窓口の周知を図り、必要な支援へとつなげます。